

【記入例②】退職等により未徴収税額を一括徴収する場合

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

「宛名書き」の欄には、特別徴収の税額通知書に記載された氏名番号を記載してください。
給与の支払を受けるなくなった場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」の欄に必要事項を記載してください。

1月1日から四月三十日まで期間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

事業所について記入してください。

異動者の氏名、フリガナ、生年月日等を記入してください。事業所で使用している受給者番号があれば、ご記入ください。

賦課期日(1月1日)の住所を記入してください。1月1日以降住所の変更があった場合には、変更後の住所も記入してください。

一括徴収する場合の理由について、該当する番号と年を記入してください。

税額通知書の個別明細に記載されている「年税額」を記入してください。

異動者の税額について、何月分から何月分まで徴収したかを記入し、徴収済額の合計を記入してください。

年税額(ア)から徴収済額(イ)を差引いた額を記入してください。

徴収予定年月日、徴収予定額、納入予定月を記入してください。

税額通知書に記載されている指定番号、宛名番号を記入してください。

この届出書について対応される担当者の方の連絡先を記入してください。

【2】(一括徴収)と記入してください。

異動の事由について、該当する番号を記入してください。

異動日(退職日等)を記入してください。

年 度		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
特別徴収義務者指定番号		152**		
宛 名 番 号		21		
担 連 当 者 先		総務課給与係		
氏 名		矢板 花子		
電 話		0287-43-**** 内線 (251)		
所 在 地	〒329-2192 矢板市本町5番**号			
フリガナ	ヤイタショウジ			
氏名又は名称	矢板商事 株式会社			
個人番号又は法人番号	7 0 1 3 3 0 2 8 0 ** ** *			
提出日	令和 8年 1月20日提出			
異動者の氏名	フリガナ トナギ イチロウ 氏 名 橋本 一郎			
生年月日	(昭和)平成59年5月27日			
個人番号	* 1 2 3 4 5 6 7 ** ** *			
受給者番号	10-0000			
1月1日現在の住所	矢板市鹿島町30番地**号			
異動後の住所	同上			
(ア) 特別徴収税額(年税額)	70,500 円			
(イ) 徴収済額	41,500 円			
(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	29,000 円			
異 動 年 月 日	R 8 年 1 月 31 日			
異 動 の 事 由	1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不足額 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由			
異動後の未徴収税額の徴収方法	2. 一括徴収			
1. 特別徴収継続				
2. 一括徴収				
3. 普通徴収(本人納付)				
新しい勤務先へ1月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。				
受給者番号				
納入書の要否(新規の場合のみ記載)	1. 必要 2. 不要			
2. 一括徴収の場合	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 8 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため			
徴収予定年月日	1 月 25 日			
徴収予定額(上記(ウ)と同額)	29,000 円			
左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。	1 月分			
3. 普通徴収の場合	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため			